

改正

令和4年3月29日規則第20号

東大阪市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市文化財保護条例(昭和47年東大阪市条例第30号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請及び同意)

第2条 条例第4条第1項の規定により文化財の指定を受けようとする者は、東大阪市文化財指定申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 条例第4条第2項の同意は、東大阪市文化財指定同意書(様式第2)による。

(指定等及び解除の通知)

第3条 条例第6条の規定による指定又は認定の通知は指定書(様式第3)又は認定書(様式第4)により、指定又は認定の解除の通知は東大阪市文化財指定等解除通知書(様式第5)により行うものとする。

2 所有者等(条例第4条第2項の所有者等をいう。以下同じ。)は、前項の解除の通知を受けたとき又は条例第5条第2項に該当するに至ったときは、速やかに指定書又は認定書を市長に返還しなければならない。

(管理責任者の選任届)

第4条 所有者等は、条例第7条第2項の規定により管理責任者を選任したときは、指定文化財管理責任者選任届(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(届出事項)

第5条 条例第8条に規定する届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第8条第1号に規定する届出 指定文化財所有者等管理責任者の氏名・名称・住所変更届(様式第7)

(2) 条例第8条第2号に規定する届出 指定文化財滅失・毀損・亡失・盗難届(様式第8)

(3) 条例第8条第3号又は第4号に規定する届出 指定文化財所有者等管理者変更届(様式第9)

(4) 条例第8条第5号に規定する届出 指定文化財所在変更届(様式第10)

(5) 条例第8条第6号に規定する届出 無形文化財保持者変更届(様式第11)

(承認事項)

第6条 条例第9条第1項の承認を受けようとする者は、同項の行為の区分に応じ、それぞれ指定文化財現状変更承認申請書(様式第12)又は指定文化財修理承認申請書(様式第13)を市長に提出しなければならない。

(補助金の申請)

第7条 条例第12条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第14）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設計仕様書及び設計図又は修理等の概要を示す書類
  - (2) 収支予算書
  - (3) 修理等の個所及び内容を示す写真又は図面
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び条件を付して、補助金交付決定通知書（様式第15）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業着手の届出）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業に着手したときは、補助事業着手届（様式第16）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から1月以内に補助事業実績報告書（様式第17）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第18）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた日から10日以内に補助金交付請求書（様式第19）を市長に提出しなければならない。

（公開又は調査の許可申請）

第13条 条例第15条第1項の許可を受けようとする者は、指定文化財公開調査許可申請書（様式第20）を市長に提出しなければならない。

（土木建築等の工事及び埋蔵文化財の発見の届出）

第14条 条例第17条第1項の規定による届出は、土木建築工事施工届（様式第21）によるものとする。

（東大阪市文化財保護審議会）

第15条 東大阪市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第16条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第17条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、人権文化部において処理する。

(審議会の運営に関する事項)

第19条 前4条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(東大阪市文化財保護委員)

第20条 市長は、文化財の調査、研究及び保護のため、特に必要があると認めるときは、東大阪市文化財保護委員(以下「保護委員」という。)を置くことができる。

2 保護委員は、文化財の保護・活用に関し、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 保護委員の任期は、1年とする。

4 保護委員は、再任されることができる。

(文化財台帳)

第21条 市長は、文化財台帳を備え、文化財の保存活用の状況を明らかにしておかなければならない。

(細目)

第22条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 条例第19条第3項の規定による委嘱後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則(令和4年3月29日規則第20号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。